

鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

鈴鹿市では、人口減少・少子高齢化の進展や地域公共交通の担い手不足などにより、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。そのため、地域住民の日常生活における移動手段の確保、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成や再構築など、将来にわたって持続可能な地域公共交通を維持することが必要となっている。

こうした中で、これまで令和4年6月に策定した「鈴鹿市地域公共交通計画」に基づき、各種交通施策の推進に取り組んできた。当該計画は令和9年度末に終了となることから、現行計画の成果と課題を整理し、検証するとともに、新たな国の指針や本市の実情に即した実効性の高い「鈴鹿市地域公共交通計画」に改定することを目的とする。

本業務では、地域における輸送資源の活用など、鈴鹿市における公共交通のあり方を整理し、上位計画との整合を図りながら、関係機関・事業者との連携強化により、実効性と持続可能性を備えた、鈴鹿市における地域公共交通計画の構築を目指すものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託

(2) 業務内容

別紙「鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託 特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間（2か年）

1年目 契約日の翌日から令和9年3月12日まで

2年目 契約日の翌日から令和10年3月10日まで

(4) 見積限度額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

【年度内訳】

令和8年度：10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務は、2か年度にわたる業務実施を予定しており、業務内容に応じて、契約は鈴鹿市地域公共交通会議が単年度ごとに締結することとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて鈴鹿市に訪問可能なこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）の規定による資格停止等の措置を受けた場合においては、その停止等の期間を経過していること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による、破産の申立てがされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがないこと。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 鈴鹿市の入札参加資格者名簿（コンサル・調査設計部門）の登録において「5317：土木・都市計画及び地方計画」部門に現在登録されていること
- (9) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体又は法定協議会が発注した地域公共交通計画策定又は改定に係る業務受託実績があること。
- (10) 配置予定の管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格等を有するものであること。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設 - 都市及び地方計画、又は道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画、又は道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (11) 法令遵守及びコンプライアンスの方針を有し、これを実行できること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

1	プロポーザル公告	令和8年7月7日（火）
2	質問書の提出期限	令和8年7月13日（月）
3	質問書に対する回答	令和8年7月15日（水）
4	参加表明書の提出期限	令和8年7月16日（木）
5	1次審査（書類審査）（※実施の場合）	令和8年7月17日（金）
6	1次審査結果通知（※実施の場合）	令和8年7月21日（火）
	参加資格確認結果通知	
7	企画提案書の提出期限	令和8年7月31日（金）
8	2次審査 （プレゼンテーション審査）	令和8年8月5日（水）
9	審査結果通知	令和8年8月中旬
10	契約締結	令和8年8月下旬

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

（1）提出書類

質問書（様式10）

（2）提出期限

令和8年7月13日（月）

（3）提出方法

質問箇所及び内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

件名は「鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託に係る質問（法人名）」とし、メール送信後は受信確認のため電話連絡すること。

電子メール以外での提出は受け付けない。

（4）質問書に対する回答

回答は、一括して取りまとめ、令和8年7月15日（水）に鈴鹿市ウェブサイトへの公開により行い、個別には回答しない。※業者名は公表しない。

6 参加表明の手続き

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	提出方法
1	参加表明書 (様式1)		1部又は 電子データ (PDF形式)
2	業務実績書 (様式2)	令和3年4月1日以降に、地方公共団体又は法定協議会から受託した地域公共交通計画の策定又は改定業務について記載すること。 あわせて、受託実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。	
3	業務実施体制 (様式3)	本委託の実施体制（統轄体制及び個別事業ごとの体制）について記載すること。	
4	事業者概要 (様式4)	提案者の法人の概要について記載すること。 あわせて、以下の書類を添付すること。 ① 登記簿謄本 ※発行日から3か月以内のもの ② 法人定款 ③ 会社の概要が分かるパンフレット等	
5	管理技術者 調書 (様式5)	配置予定技術者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格を証する書類の写しを添付すること。	
6	照査技術者 調書 (様式6)		
7	納税証明書 (未納税額のないことの証明)	法人税、消費税、地方消費税及び本店所在地における市税について、未納税額のないことを証する書類 ※発行日から3か月以内のもの	

(2) 提出期限

令和8年7月16日（木）（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 参加資格確認結果の通知

本プロポーザル参加表明者の数に応じ、以下のとおり対応するものとする。

① 6者以上の場合

提出した各種書類に基づき1次審査（書類審査）を行い、2次審査（プレゼンテーション審査）参加への可否を決定する。なお、同点の場合は、「業務経歴」→「業務体制」の順で判定し、それでも同点の場合は抽選により決定する。

② 5者以下の場合

1次審査を実施せず、参加資格確認結果に基づき2次審査参加への可否を決定する。

いずれの場合も、令和8年7月21日（火）（発送予定）に電子メールにて「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

(5) 参加辞退

参加申し込み後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式11）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	提出方法
1	実施方針 (様式7)	業務体制の特徴及び計画策定において特に重視する配慮事項等を簡潔に記載すること	・ 正本1部 (代表者印押印) ・ 副本10部（正本の写し。提案者が判明できる記載は黒塗り等により除去し、匿名性を確保すること。）
2	企画提案書表紙 (様式8)	代表者印押印の上、企画提案書の表紙として提出すること	
3	企画提案書	仕様書の目的・業務内容を踏まえ、実効性と持続可能性を備えた提案を作成すること。なお、本プロポーザルは最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。	
4	実施スケジュール (様式9)		
5	見積書及び内訳書	数量、単価等の積算根拠を明らかにすること。見積金額は消費税を含めた額を提示し、本体価格と消費税額を別記すること。本業務における消費税率は10%とすること。	

(2) 企画提案書の作成上の留意点

① 企画提案書は、以下のとおりとすること。

用紙規格	A4 版、縦置き、横書き
印刷	両面印刷
ページ数	20 ページ以内（表紙・目次を除く。ただし A 3 判は 2 ページとカウント）
製本	左綴じ
文字の大きさ	原則として 12 ポイント以上（図、表、画像を除く）

② 企画提案書の表紙には、以下の項目を記載すること。

- ◆ 宛先：鈴鹿市地域公共交通会議会長
- ◆ タイトル：鈴鹿市地域公共交通計画改定業務
- ◆ 提出年月日
- ◆ 会社名
- ◆ 代表名

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(5) 提出部数

- ◆ 正本 1 部（代表者印押印）
- ◆ 副本 10 部（正本の写し。提案者が判明できる記載は黒塗り等により除去し、匿名性を確保すること。）

8 選定方法

(1) 選定委員会

鈴鹿市地域公共交通計画改定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、1 次審査（書類審査）及び 2 次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、選定委員会は非公開とし、審査結果等についての異議申し立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

提案者が6者を超える場合、1次審査を実施する。提出された参加表明書等の書類を審査基準（別紙）に基づいて審査し、上位5者を2次審査対象者として選考する。応募数が5者以下の場合、1次審査は実施しない。

1次審査を通過した提案者は、2次審査において提案内容について説明する。審査は、提出された書類及びプレゼンテーション内容に基づいて評価し、最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。

(3) 2次審査の実施

1次審査を通過した提案者（1次審査を実施しなかった場合を含む）は、次のとおり2次審査を行うものとする。

① 日時

令和8年8月5日（水）予定

② 場所

鈴鹿市役所 本庁舎内

詳細なスケジュール等については、対象者に別途通知する。

なお、順序は企画提案書提出順とする。

③ 所要時間

- ・ 準備・撤収 5分以内
- ・ プレゼンテーション 20分以内
- ・ 質疑応答 15分以内

④ 内容

企画提案書に基づき、実施方針、業務内容、実施体制等について説明すること。

⑤ 出席者

プレゼンテーションは、本業務に携わる者が行うこと。

出席者は担当者を含めて3名以内とすること。

⑥ 使用機器等

パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

モニター、マイク等の使用機材、備品については、事務局が準備する。

9 審査項目

1次審査及び2次審査については、審査基準（別紙）の評価項目及び配点により審査する。

10 選定結果の通知及び公表

審査結果は、各提案者に書面で通知するとともに、鈴鹿市ウェブサイトで公表する。

11 契約手続

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本として協議の上、鈴鹿市契約規則（昭和 41 年鈴鹿市規則第 18 号）に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、委託候補者との協議により、契約締結段階で項目を追加、変更、又は削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。令和 9 年度の契約締結の時期は、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の交付を前提とした業者選定の手続きであるため、交付決定後の令和 9 年 6 月上旬から中旬を予定している。

12 その他注意事項

- （１）本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- （２）提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- （３）提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、鈴鹿市地域公共交通会議は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- （４）提出された書類は、返却しないものとする。
- （５）提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- （６）提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には使用しない。
- （７）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鈴鹿市情報公開条例（平成 13 年 12 月 26 日条例第 29 号）に基づくものとする。
- （８）企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

13 問合せ・提出先

鈴鹿市地域公共交通会議事務局（鈴鹿市都市整備部都市計画課内）

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号（市役所 9 階）

TEL : 059-382-9024 FAX : 059-384-3938

Email : toshiekekaku@city.suzuka.lg.jp

※問い合わせ及び書類の持参は、午前 9 時から正午までと、午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、土・日・祝日を除く。

※持参・郵送・電子メールで書類提出の際は、事前に電話で連絡すること。